

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

| | |
|------------------|---|
| 附属機関又は 会議体の名称 | 第1回豊島区児童福祉審議会 |
| 事務局（担当課） | 子ども家庭部子ども若者課 |
| 開 催 日 時 | 令和5年2月6日（月）午後6時30分～ |
| 開 催 場 所 | 豊島区役所本庁舎8階 議員協議会室 |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none">1 開 会2 委員委嘱3 副区長挨拶4 委員紹介5 委員長及び副委員長の選出6 豊島区児童福祉審議会について<ol style="list-style-type: none">(1) 条例、規則、要綱に基づく審議会の運営について(2) 審議会及び部会について7 議事<ol style="list-style-type: none">(1) 部会の設置及び部会員の指名について(2) 部会の議決について8 報告事項<ol style="list-style-type: none">(1) 豊島区の子ども若者に関する概況<ul style="list-style-type: none">・人口、子どもに関する計画等(2) 豊島区児童相談所に関する事項<ul style="list-style-type: none">・施設、組織等について・三機関連携について(3) 豊島区子ども家庭支援センターについて<ul style="list-style-type: none">・豊島区要保護児童対策地域協議会及び要保護児童数の状況・ヤングケアラー支援について |

| | | |
|-------|-------|--|
| | | <p>(4) 保育施設等の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「マイほいくえん事業」について <p>(5) 豊島区の子どもの権利擁護について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく取組み ・子ども若者総合相談「アシスとしま」について <p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援の地域ネットワーク ・「子ども若者応援プロジェクト」について ・若年女性支援「すずらんスマイルプロジェクト」について ・「子どもの生活実態調査」の実施について <p>9 閉会</p> |
| 公開の可否 | 会 議 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0名 |
| | 会 議 録 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 |
| 出席者 | 委 員 | 柏女委員、武藤委員、三輪委員、石田委員、大竹委員、箕輪委員、坂井委員 佐藤委員、藤井委員、善本委員、湊委員、榊屋委員、小平委員、馬淵委員 馬場委員、渡邊委員、土田委員、猪岐委員、小山委員 |
| | 関係理事者 | 副区長、子ども家庭部長、児童相談所長、子ども若者課長、子育て支援課長、 子ども家庭支援センター長、保育課長、保育政策担当課長 |
| | 事 務 局 | 子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員 |

審 議 経 過

【開 会】

- ・ 委嘱状の交付
- ・ 副区長挨拶

副区長： 2月1日に、豊島区の児童相談所を開設いたしました。ここに来るまでの間、職員一丸となって取り組んできました。

当日を迎えるに当たり、順調にスタートできたことを報告したいと思っています。

豊島区の児童相談所の強みは、母子保健を担っている長崎健康相談所と同居しているということです。

児童相談所、長崎健康相談所、保健所も含め子ども家庭支援センターの3機関の連携をしっかりとっていくべきだと考えます。

一昨年、児童相談所長を、豊島区にお迎えして以降、3機関の連携の会議を立ち上げて、昨年1月より検討を重ねてきました。

共通の3機関が必要な支援で必要な子どもたちや親子家庭をとり残さないということで、検討を重ね、連携体制が取れる状況で2月1日を迎えたと思っています。

豊島区は、子どもの権利条例を平成18年に制定いたしました。

23区の中では、2番目に制定しています。そのため子ども家庭に優しいまちづくりを区政の大きな柱の一つに位置づけており、子どもの権利、子どもをいかに守っていくかについて各部署で一生懸命取り組んできています。

児童相談所が設置されるにあたり、今年子どもの権利擁護センターを設置する準備を進めています。

児童相談所の重み、児童相談所設置市となったこと責任を、児童相談所の関係者だけが担っていくのではないと思っており、区全体で開設前に研修し共有しました。

全庁を挙げ、地域の方々とともに、子どもが元気に健やかに、笑顔で育っていけるよう全力を尽くしたいと思っています。委員の皆様からも忌憚のない御意見、厳しい御指摘を賜れば本当にありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

- ・ 委員紹介
- ・ 会長、副会長の選任
- ・ 豊島区児童福祉審議会・部会について説明

子ども若者課長： 【資料1】【資料2】【資料3】【資料4】説明

- ・ 仮称豊島子どもの権利擁護センターについて

子ども若者課長： 【資料5】説明

委員長： ご説明について何か皆様方からご意見ご質問等はございますか。

委員： 資料5ですが、子どもの権利相談員はアドボケートのことで、例えば一時保護された児童に、入所後すぐにお話を聞きに行くことを想定されていますか。

事務局： 法改正が令和6年に施行されることになっています。
豊島区としては一時保護所設置とともに権利相談員が、月2回一時保護所に訪問することで入所児童の意見等を聴取して、対応を考えていきたいと思えます。

【議事】

(1) 部会の設置及び部会員の指名について

委員長： 部会の設置について説明がありましたように、四つの部会を設置するということです。里親部会、権利擁護部会、児童虐待死亡事例等検証部会、保育部会この四つについて設置するという事によろしいですか。 ありがとうございます。

(2) 部会委員の指名について

委員長： 事務局から説明がありましたように、豊島区児童福祉審議会条例施行規則で、委員長が指名をすることになっています。
ここに提示したものが部会委員の名簿案となります。
異議なければ、この名簿のとおり決定をさせていただきたいと思えます。

委員長： 異議がなければ、名簿のとおり決定をさせていただきたいと思えます。
よろしいでしょうか。ありがとうございます。
続きまして、部会の議決についてお諮りをしたいと思えます。
これについて事務局から説明をお願いしたいと思えます。

事務局： 条例第7条にて部会の議決をもって審議会の議決とすることができると規定しています。
先行自治体も部会の議決を審議会の議決としています。
委員会にて部会の審議会の議決とすること等を決定していただければ、部会における迅速な審議答申が可能となります。

委員長： 部会のほうでの決定をもって、委員会としての議決に代えさせていただくという形になります。

【報告事項】

委員長： 豊島区の子ども若者に関する概況から、豊島区児童相談所に関する事項までまとめて説明をしてもらい、質疑はその後に行いたいと思えます。ご説明をお願いいたします。

子ども若者課： 豊島区の子ども若者に関する概況について【資料6-1】【資料6-2】【資料6-3】
【資料6-4】説明

次に、児童相談所長から豊島区の児童相談所に関する事項について説明いたします。

児童相談所長： 【資料7】説明

副区長から説明があったとおり、豊島区児童相談所開設までのあゆみの中で、意思決定から苦節7年を経て、児童相談所を開設しました。この間、所属するまでの6年間は各区の特別区の児童相談所設置のアドバイザーをさせていただきましたが、ここで一番特徴的だったことは区長、副区長の強いお力添えがあったところです。その中で本日を迎えていると思います。これからは、皆様方のお力添えもいただきながら歩みを進めていきたいと思っています。

建物は住宅街の中に設置されています。近くに長崎小学校があり訪問した際に校長先生から、児童相談所はグラウンドがないのでグラウンド使っていていいですよというお言葉をいただき、そのことを聞いたときに本当にうれしく思いました。

これまで地域とのかかわりを長年にわたり、関係者が説得などを重ねた成果でないかと思えます。豊島区の児童相談所の特徴は、新たな子ども子育ての拠点として、長崎健康相談所という健康の機能とこれまでと同様、子ども家庭支援センターの機能を一体となった取組をしたいと考えています。

児童相談所の一番の特徴である、オール豊島による3機関連携での相談体制、児童相談所と子ども家庭支援センター、そして母子保健の専門機関である池袋保健所・長崎健康相談所も加えた3機関がしっかりタッグを組んで、子どもたちを支えていく、豊島区の子ども豊島区で守るという体制をつくっていききたいと考えています。

【資料8-2】説明

途切れないように一時保護した施設入所したときも、この3機関が入って、子どもたちのケアをする、その取組の中に入ってタッグを組んでいくということを考えています。3機関が共通の理解と共通の言語を用いて共通の理解をしていく取組を重ね、豊島区の子どもが、日々笑顔で過ごせるような児童相談所運用にしていきたいと思っています。

委員長： 説明について、ご意見ご質問等がありますでしょうか。

委員： 【資料6-1】肢体不自由児施設、それから知的障害児施設中心施設の数字が入っていますが、利用契約のお子さんの数も含まれているのですか。措置の子どもたちの数ですか。

児童相談所長： 契約の数も入っています。

委員長： 続いて報告事項を豊島区子ども家庭支援センターについてから6その他までをまとめてご説明いただけますか。

子ども家庭支援センター長：

【資料9】説明

【資料10-1】【資料10-2】説明

【資料11】説明

令和5年度から新規に拡充する事業になっています。今ヤングケアラーの支援ということが社会問題になっており、豊島区でも今年度、実態調査を実施いたしました。来年度は、東部子ども家庭支援世帯常設の相談窓口を設置いたします。きちんと相談を受けて、サービスをコーディネートするコーディネーターを置く予定にしています。新規拡充事業として、予算を獲得し令和5年度実施に向けて動いています。

保育課長：

【資料13】説明

保育園関係で力を入れているマイ保育園事業という事業について報告したいと思います。対象が出産を控えている方とそのパートナーの方、また、ゼロ歳から未就園児の在宅で子育てしている方を対象にした事業として、お医者さんにかかりつけ医をつくるように、かかりつけ園をつくる、登録制の事業です。

マイ保育園に登録し、出産への不安また育児の不安・疲れ、そして1人で地域で子育てする、子育て孤立ということを解消・予防する効果を発揮する事業になっています。来年度は、私立保育園、地域型保育事業所にも、マイ保育園の登録ができる園を増やしていくことで、保護者には選択肢が拡大でき、在宅子育て家庭の支援を強化していく取組を行います。

子ども若者課長：

【資料14-1】【資料14-2】説明

保育園や子ども関係の施設での虐待など発生しないよう、職員のより向上のために実施している研修です。

【資料15】説明 豊島区の子どもの権利擁護について

【資料16-1】 子ども若者総合相談アシスという取組について

平成30年7月に設置された、子ども若者、本人からの相談を受ける相談窓口になっています。

アウトリーチを行い子どもの声を吸い上げていく、子どもの意見を聞くだけでなく寄り添い、伴走型支援を目指している相談窓口です。

子どもたちの声を直接聞くことができる窓口として大切にしていきたいと考えています。

【資料16-2】【資料16-3】アシスとしまのパフレット等の紹介

【資料17】子ども食堂のネットワークについて

【資料18】無料学習支援のネットワークについて

【資料19】「子ども若者応援プロジェクト」リーフレット

【資料20】すずらんスマイルプロジェクトの取組みについて

【資料21】「子どもの生活実態調査2022」について

子どもの生活実態調査は、子どもの貧困に関する調査です。

これらは、豊島区の施策として取組んでいます。

委員長：

今回の説明について意見、質問等がありますでしょうか。

以上をもちまして、この第1回児童福祉審議会を閉じさせていただきたいと思っております。

| | |
|----------------------|--|
| <p>提出された 資料等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・資料 1 児童福祉審議会条例、規則、要綱について ・資料 2 豊島区児童福祉審議会について ・資料 3 被措置児童等虐待対応フロー ・資料 4 豊島区リスクマネジメント指針に基づくフロー ・資料 5 「(仮称) としま子どもの権利擁護センター」について ・資料 6-1 豊島区の子どもの概況等について ・資料 6-2 豊島区の教育保育施設数及び在園児数 ・資料 6-3 子どもスキップ リーフレット ・資料 6-4 中高生センタージャンプ リーフレット ・資料 7 豊島区児童相談所について ・資料 8-1 豊島区の子どもと家庭を支える三機関 ・資料 8-2 三機関連携別紙 ・資料 9 要保護児童対策地域協議会構成機関一覧 ・資料 10-1~2 令和 4 年度豊島区要保護児童等の状況 ・資料 11 ヤングケアラー支援について ・資料 12 「子ども家庭支援センター」リーフレット ・資料 13 「マイほいくえん」について ・資料 14-1 保育士及び子ども施設職員対象研修について ・資料 14-2 保育の質向上研修 ・資料 15 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づく権利擁護の取組みについて ・資料 16-1~3 「子ども若者総合相談アシスとしま」の取組み ・資料 17 子ども食堂ネットワーク リーフレット ・資料 18 無料学習支援団体 リーフレット ・資料 19 「子ども若者応援プロジェクト」リーフレット ・資料 20 すずらんスマイルプロジェクトの取組み ・資料 21 「子どもの生活実態調査 2022」について ・参考資料 1 豊島区児童福祉審議会委員名簿 ・参考資料 2 豊島区児童福祉審議会条例 ・参考資料 3 豊島区児童福祉審議会条例施行規則 ・参考資料 4 豊島区児童福祉審議会部会設置要綱 ・参考資料 5 豊島区子ども・若者総合計画 |
|----------------------|--|